(趣旨)

- 第1条 この要綱は、福生市(以下「市」という。)が2会計年度ごとに発行するごみ・リサイクルカレンダー(以下「ごみ・リサイクルカレンダー」という。)に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。 (掲載できる広告の種類及び範囲)
- 第2条 ごみ・リサイクルカレンダーに掲載できる広告は、市民生活の利便性 の向上に寄与するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するもの は、掲載しないものとする。
  - (1) 市の刊行物としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれの あるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
  - (4) 消費者金融、債権回収等に関するもの
  - (5) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容のもの
  - (6) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
  - (7) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
  - (8) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長がごみ・リサイクルカレンダーに 掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の掲載順位)

第3条 掲載する広告の順位は、次の表のとおりとする。

順位	区分
1	公益社団法人又は公益財団法人及びそれに類するものの広告
2	私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を
	有するものの広告
3	上位2位に掲げるもの以外の私企業及び自営業者で、市内に
	事業所等を有するものの広告
4	その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるもの

(広告の掲載場所)

第4条 広告の掲載場所は、ごみ・リサイクルカレンダーの市長が指定する場所とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、おおむね縦30ミリメートル、横130ミリメートルとする。

(広告の掲載料及び上限数)

- 第6条 広告の掲載料は、1枠につき、50,000円とする。ただし、市内事業者 については、1枠につき、40,000円とする。
- 2 広告の掲載の枠数の上限数(以下「広告掲載上限数」という。)は、市長 が別に定める。

(広告の掲載の募集)

第7条 広告の掲載の募集は、ごみ・リサイクルカレンダーの作成時期に合わ せて市ホームページ、広報ふっさ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み、決定及び掲載料の納入)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、ごみ・リサイクルカレンダー広告掲載申込書(別記様式第1号)に広告原稿を添えて

市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に掲げる書類の内容、広告のデザイン、色彩等について、不 適当と認める部分があるときは、当該申込者にその部分の修正を求めること ができる。
- 3 広告原稿の内容及び作成費用は、申込者の責任及び負担とする。
- 4 市長は、第1項に規定する申込みがあった場合は、次条第1項に規定する ごみ・リサイクルカレンダー広告選定会議による広告掲載の適否の審査を経 て、掲載することを決定したときはごみ・リサイクルカレンダー広告掲載決 定通知書(別記様式第2号)により、掲載しないことを決定したときはご み・リサイクルカレンダー広告非掲載決定通知書(別記様式第3号)により、 当該申込者に通知するものとする。
- 5 広告掲載が適当と認める申込みの数が、広告掲載上限数を超える場合には、 第3条に規定する順位により広告掲載をするものとする。ただし、同一条件 で広告掲載上限数を超える場合は、抽選により広告掲載するものとする。
- 6 第4項の規定により広告掲載が決定した者(以下「広告主」という。)は、 第6条第1項に規定する掲載料について、市長が指定する期日までに納入し なければならない。
- 7 前項の規定により納入した掲載料は、還付しない。 (広告の選定)
- 第9条 市長は、前条第4項の規定による広告掲載の決定の審査を行うため、 ごみ・リサイクルカレンダー広告選定会議(以下「広告選定会議」という。) を置く。
- 2 広告選定会議は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 生活環境部長
  - (2) 生活環境部ごみ減量対策課長
  - (3) 生活環境部ごみ減量対策課ごみ減量対策係長

- (4) 生活環境部ごみ減量対策課ごみ減量対策係担当職員
- (5) 企画財政部企画調整課長
- 3 広告選定会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は生活環境部長をもって充て、副委員長は生活環境部ごみ減量対策課長をもって充てる。
- 4 広告選定会議の庶務は、生活環境部ごみ減量対策課において処理する。 (広告の掲載の取消し)
- 第10条 市長は、広告主が掲載料を指定期日までに納入しなかったときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和6年度以後の年度分のごみ・リサイクルカレンダーに係る広告の掲載について適用する。